

広島県河川整備基本方針等検討委員会

設 置 要 綱

(名 称)

第1条 この検討委員会は、広島県河川整備基本方針等検討委員会（以下「検討委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討委員会は、広島県が管理する二級河川に関する河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）、広島県が管理する一級河川及び二級河川に関する河川整備計画（以下「整備計画」という。）及びその他の河川行政に係る重要な事項について決定するに当たり、その内容の客観性及び公平性について、多様な観点からの助言と指導を求めることを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、広島県知事が委嘱した別表に掲げる委員により構成する。

（1）河川分野に関して学識経験を有するもの。

（2）他分野に関して学識経験等を有するもの。

2 委員長は、検討委員会の委員から選任する。

(任 期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、新規に選任された委員は、他の委員の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会 議)

第5条 検討委員会は、委員長が必要と認めるとき、これを召集する。

2 委員長は、会議の議長となり議事を処理する。

3 委員長は、必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、広島県土木建築局河川課に置く。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に必要な事項は委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月27日から施行する。

(要綱の一部改正)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(要綱の一部改正)

この要綱は、平成24年9月15日から施行する。

(要綱の一部改正)

この要綱は、平成29年11月8日から施行する。

(要綱の一部改正)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(要綱の一部改正)

この要綱は、令和4年1月25日から施行する。

(要綱の一部改正)

この要綱は、令和7年11月14日から施行する。

別 表

広島県河川整備基本方針等検討委員会

委 員 名 簿

部 門	役 職	氏 名
まちづくり	NPO法人 ひろしまNPOセンター 相談役	あん とう しゅう じ 安 藤 周 治
河 川 工 学	広島大学 大学院 先進理工系科学研究科 教授	うち だ たつ ひこ 内 田 龍 彦
生 物 環 境	広島大学 名誉教授	かわ い こういちろう 河 合 幸 一 郎
文化・歴史	県立広島大学 名誉教授	すず き やす ゆき 鈴 木 康 之
防 災 気 象 学	広島工業大学 環境学部 地球環境学科 教授	た なか けん じ 田 中 健 路
地 域 計 画 ・ 河 川 空 間	広島工業大学 工学部 建築工学科 教授	ふく だ ゆ み こ 福 田 由 美 子
利 水 関 係	元県立広島大学 生命環境学部 准教授	まえ かわ とし きよ 前 川 俊 清
自 然 保 護	広島環境サポーターネットワーク	ます むら ひろ こ 増 村 浩 子
漁 業 関 係	広島県内水面漁協連合会 理事	やま さき ひで はる 山 崎 英 治

(敬称略 五十音順)